

石川県教育委員会事務局等処務規程 新旧対照表

改正案

庁中一般
出先機関
学校以外の教育機関

(育児休業の手続き)
第七十条の二 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定による育児休業の承認又は育児休業法第三条の規定による育児休業期間の延長の承認を受けようとするときは、育児休業を開始する日の二週間前までに、育児休業承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

2 石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）第三条第四号の規定により、再度の育児休業の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児休業の請求の際に、育児休業等計画書を提出しなければならない。

3 育児休業の承認を受けた職員（育児休業期間の延長の承認を受けた職員を含む。以下同じ。）は、次の各号の一に該当するときは、養育状況変更届により遅滞なく、教育長に届け出なければならない。

一 育児休業に係る子が死亡したとき。
二 育児休業に係る子が職員の子でなくなつたとき。
三 育児休業に係る子を養育しなくなつたとき。
四 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が当該承認に係る期間に養育することができることとなつたとき。

4 育児休業の承認を受けた職員が、次の各号の一に該当するときは、所属長は、育児休業職員の産休等報告書により遅滞なく、教

現行

庁中一般
出先機関
学校以外の教育機関
体育施設管理事務所
武道館

(育児休業の手続き)
第七十条の二 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定による育児休業の承認又は育児休業法第三条の規定による育児休業期間の延長の承認を受けようとするときは、育児休業を開始する日の二週間前までに、育児休業承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

2 石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）第三条第三号の規定により、再度の育児休業の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児休業の請求の際に、育児休業 計画書を提出しなければならない。

3 育児休業の承認を受けた職員（育児休業期間の延長の承認を受けた職員を含む。以下同じ。）は、次の各号の一に該当するときは、養育状況変更届により遅滞なく、教育長に届け出なければならない。

一 育児休業に係る子が死亡したとき。
二 育児休業に係る子が職員の子でなくなつたとき。
三 育児休業に係る子を養育しなくなつたとき。
四 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなつたとき。

4 育児休業の承認を受けた職員が、次の各号の一に該当するときは、所属長は、育児休業職員の産休等報告書により遅滞なく、教

育長に報告しなければならぬ。

- 一 産前休暇を取得したとき。
- 二 出産したとき。

5 育児休業の承認を受けた職員が、育児休業期間満了により職務に復帰したときは、所属長は、育児休業職員の職務復帰報告書により遅滞なく、教育長に報告しなければならない。

(育児短時間勤務の手続)

第七十条の二の二 職員は、育児休業法第十条の規定による育児短時間勤務の承認又は育児休業法第十一条の規定による育児短時間勤務の延長の承認を受けようとするときは、育児休業を開始する日の二週間前までに、育児短時間勤務承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

2 石川県職員等の育児休業等に関する条例第十一条第五号の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求を予定する職員にあつては、前項の規定による育児短時間勤務の請求の際に、育児休業等計画書を提出しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、育児短時間勤務の承認を受けた職員について準用する。

(部分休業の手続)

第七十条の三 職員は、育児休業法第十九条の規定による部分休業の承認を受けようとするときは、あらかじめ部分休業承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

2 第七十条の二第三項及び第四項の規定は、部分休業の承認を受けた職員について準用する。

(修学部分休業の手続)

第七十条の四 職員は、石川県職員等の修学部分休業等に関する条例(平成十七年石川県条例第七号。以下「修学部分休業等条例」という。)第二条第一項の規定による修学部分休業の承認を受けようとするときは、修学部分休業の始まる日の二週間前までに修

育長に報告しなければならぬ。

- 一 産前休暇を取得したとき。
- 二 出産したとき。

5 育児休業の承認を受けた職員が、育児休業期間満了により職務に復帰したときは、所属長は、育児休業職員の職務復帰報告書により遅滞なく、教育長に報告しなければならない。

(部分休業の手続)

第七十条の三 職員は、育児休業法第九条の規定による部分休業の承認を受けようとするときは、あらかじめ部分休業承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

2 部分休業の承認を受けた職員は、前条第二項の各号の一に該当するときは、養育状況変更届により遅滞なく、教育長に届け出なければならない。

(修学部分休業の手続)

第七十条の四 職員は、石川県職員等の修学部分休業等に関する条例(平成十七年石川県条例第七号。以下「修学部分休業等条例」という。)第二条第一項の規定による修学部分休業の承認を受けようとするときは、修学部分休業の始まる日の二週間前までに修

学部分休業承認申請書により申請し、所属長を経由して教育長の承認を受けなければならない。

2 修学部分休業の承認を受けた職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学状況変更等届により、遅滞なく所属長に届け出なければならない。

一 修学部分休業に係る教育施設の過程を退学したとき。

二 修学部分休業に係る教育施設の過程を休学したとき。

三 修学部分休業に係る教育施設の授業を頻繁に欠席しているとき。

四 修学部分休業の承認の取消しに同意するとき。

(高齢者部分休業の手続)

第七十条の五 職員は、修学部分休業等条例第二条第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、高齢者部分休業の始まる日の二週間前までに高齢者部分休業承認申請書により申請し、所属長を経由して教育長の承認を受けなければならない。

2 高齢者部分休業の承認を受けた職員の修学部分休業等条例第三条第二項に規定する同意は、高齢者部分休業の承認取消し等同意書を遅滞なく所属長に提出することにより行うものとする。

3 高齢者部分休業の承認を受けた職員が、修学部分休業等条例第三条第三項の規定による休業時間の延長の承認を受けようとするときは、休業時間の延長を開始する二週間前までに高齢者部分休業時間の延長承認申請書により申請し、所属長を経由して教育長の承認を受けなければならない。

(自己啓発等休業の手続)

第七十条の六 職員は、修学部分休業等条例第四条第一項の規定による自己啓発等休業の承認を受けようとするときは、自己啓発等休業の始まる日の一月前までに自己啓発等休業承認申請書により申請し、所属長を経由して教育長の承認を受けなければならない。

学部分休業承認申請書により申請し、所属長を経由して教育長の承認を受けなければならない。

2 修学部分休業の承認を受けた職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学状況変更等届により、遅滞なく所属長に届け出なければならない。

一 修学部分休業に係る教育施設の過程を退学したとき。

二 修学部分休業に係る教育施設の過程を休学したとき。

三 修学部分休業に係る教育施設の授業を頻繁に欠席しているとき。

四 修学部分休業の承認の取消しに同意するとき。

(高齢者部分休業の手続)

第七十条の五 職員は、修学部分休業等条例第二条第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、高齢者部分休業の始まる日の二週間前までに高齢者部分休業承認申請書により申請し、所属長を経由して教育長の承認を受けなければならない。

2 高齢者部分休業の承認を受けた職員の修学部分休業等条例第五条第二項に規定する同意は、高齢者部分休業の承認取消し等同意書を遅滞なく所属長に提出することにより行うものとする。

3 高齢者部分休業の承認を受けた職員が、修学部分休業等条例第五条第三項の規定による休業時間の延長の承認を受けようとするときは、休業時間の延長を開始する二週間前までに高齢者部分休業時間の延長承認申請書により申請し、所属長を経由して教育長の承認を受けなければならない。

2 自己啓発等休業の承認を受けた職員は、次のいずれかに該当するときは、自己啓発等状況変更報告書により、遅滞なく所属長に届け出なければならない。

一 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

二 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていない場合

三 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

別表第二（第十四条関係）

本庁の課長の共通の専決事項

1
18
略

19 日数が引き続き八日未満である場合における課員の職務専念義務の免除承認

本庁の課長の個別的専決事項

庶務課長

1
5
略

6 育児休業法

(1) 第二条の規定による職員（事務局職員及び教育機関等の職員（県立学校の教育職員を除く。）をいう。以下この号及び第九号において同じ。）の育児休業の承認

(2) 第三条の規定による職員の育児休業期間の延長の承認
(3) 第五条の規定による職員の育児休業の承認の失効又は取り消しがあつた場合の復職の発令

(4) 第十条の規定による職員の育児短時間勤務の承認

(5) 第十一条の規定による職員の育児短時間勤務期間の延長

2 課員の身分証明書の書換え

19 日数が引き続き八日未満である場合における課員の職務専念義務の免除承認

1
18
略

別表第二（第十四条関係）
本庁の課長の共通の専決事項

本庁の課長の個別的専決事項

別表第二（第十四条関係）

本庁の課長の共通の専決事項

1
18
略

19 課員の身分証明書の書換え
20 日数が引き続き八日未満である場合における課員の職務専念義務の免除承認

本庁の課長の個別的専決事項

庶務課長

1
5
略

6 育児休業法

(1) 第二条の規定による職員（事務局職員及び教育機関等の職員（県立学校の教育職員を除く。）をいう。以下この号及び第九号において同じ。）の育児休業の承認

(2) 第三条の規定による職員の育児休業期間の延長の承認
(3) 第五条の規定による職員の育児休業の承認の失効又は取り消しがあつた場合の復職の発令

の承認

(6) 第十二条の規定による職員の育児短時間勤務の承認の失効又は取消しがあつた場合の復職の発令

7、8 略

9 地方公務員法

(1) 第二十六条の五第一項の規定による職員の自己啓発等休業の承認

(2) 第二十六条の五第五項の規定による職員の自己啓発等休業の取消しがあつた場合の復職の発令

教職員課長

1、2 略

3 育児休業法

(1) 第二条の規定による職員（県立学校職員及び県費負担教職員（庶務課が所掌する職員を除く。）をいう。以下この号及び第五号において同じ。）の育児休業の承認

(3)(2) 第三条の規定による職員の育児休業期間の延長の承認

(3)(2) 第五条の規定による職員の育児休業の承認の失効又は取り消しがあつた場合の復職の発令

(4) 第十条の規定による職員の育児短時間勤務の承認

(5) 第十一条の規定による職員の育児短時間勤務期間の延長の承認

(6) 第十二条の規定による職員の育児短時間勤務の承認の失効又は取消しがあつた場合の復職の発令

4 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）

(2)(1) 第五条の規定による免許状の授与
第六条の規定による教育職員検定

5 地方公務員法

(1) 第二十六条の五第一項の規定による職員の自己啓発等休業の承認

(2) 第二十六条の五第五項の規定による職員の自己啓発等休業の取消しがあつた場合の復職の発令

7、8 略

教職員課長

1、2 略

3 育児休業法

(1) 第二条の規定による職員（県立学校職員及び県費負担教職員（庶務課が所掌する職員を除く。）をいう。以下この号及び第五号において同じ。）の育児休業の承認

(3)(2) 第三条の規定による職員の育児休業期間の延長の承認

(3)(2) 第五条の規定による職員の育児休業の承認の失効又は取り消しがあつた場合の復職の発令

4 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）

(3)(2)(1) 第三条第二項ただし書の規定による教授又は実習の許可
第五条の規定による免許状の授与
第六条の規定による教育職員検定

生涯学習課長

1、2 略

3 石川県立白山青年の家管理規則（昭和四十四年石川県教育委員会規則第九号）

(1) 第五条ただし書の規定による休業日の変更

4 石川県立少年自然の家管理規則（昭和四十八年石川県教育委員会規則第十三号）

(1) 第五条ただし書の規定による休業日の変更

5 石川県立自然史資料館管理規則（平成十八年石川県教育委員会規則第十四号）

(1) 第六条の規定による開館時間等の変更

別表第四（第十四条関係）

出先機関等の長の共通の専決事項

1、2 略

13 日数が引き続き八日未満である場合における長及び職員職務専念義務の免除承認

生涯学習課長

1、2 略

3 石川県立白山青年の家管理規則（昭和四十四年石川県教育委員会規則第九号）

(1) 第三条ただし書の規定による休業日の変更

4 石川県立少年自然の家管理規則（昭和四十八年石川県教育委員会規則第十三号）

(1) 第三条ただし書の規定による休業日の変更

5 石川県立自然史資料館管理規則（平成十八年石川県教育委員会規則第十四号）

(1) 第四条の規定による開館時間等の変更

別表第四（第十四条関係）

出先機関等の長の共通の専決事項

1、2 略

13 長及び職員身分証明書の書換え
14 日数が引き続き八日未満である場合における長及び職員職務専念義務の免除承認